

# 公益社団法人日本青年会議所 北海道地区協議会

## 地区大会運営細則

### 第1条（趣旨）

この細則は、公益社団法人日本青年会議所北海道地区協議会運営規程（以下「運営規程」という。）第5条第1号に規定する北海道地区大会について、運営その他必要な事項を定めるものとする。

### 第2条（目的）

北海道地区大会（以下「地区大会」という。）は、公益社団法人日本青年会議所北海道地区協議会（以下「本協議会」という。）が一年間取り組んできた運動の成果と大会開催地域の地域性を発信・共有し、道民意識の変革と、地域の政治・経済・社会・文化の発展を図ることで、明るい豊かな北海道の創造に寄与することを目的とする。

### 第3条（主催）

本協議会が主催する。

### 第4条（主管及び開催地の募集等）

本協議会は、翌々年の地区大会の主管となる会員会議所（以下「主管会議所」という。）及び開催地の募集に関する必要書類（以下「立候補届」という。）を提示するとともに、その他立候補に関し必要と認める事項を各地会員会議所に対して周知しなければならない。

- 立候補意志のある会員会議所は、役員会議が定めた期日までに立候補届を提出しなければならない。
- 本協議会は、立候補届を受け取り確認した後、各地会員会議所に立候補状況を周知した上で、現地調査等の必要事項を実施し、会員会議所会議に現地調査結果等を報告しなければならない。

### 第5条（主管及び開催地の決定）

主管会議所及び開催地は、地区大会開催の前々年の会員会議所会議で決議する。

- 立候補会議所が2つ以上の場合、投票により主管会議所を選定するものとし、次の各号による。
  - 直前会長・監査担当役員・顧問・内部会計監査人で組織する選挙管理委員会を設置し、選挙に関する一切の管理及び事務を行う。
  - 各地会員会議所理事長と本協議会役員（前号に掲げる選挙管理委員会の構成員を除く。）が主管会議所選定に対する投票権を有する。
  - 投票は、単記無記名投票で行い、いずれかの立候補会議所を選択する。
  - 前号の投票の結果により、出席者数の過半数の票を得た立候補会議所を主管会議所として選出する。ただし、3つ以上の立候補会議所があり、いずれも過半数の票を得ない場合は、上位2つ（同数が複数ある場合は複数とする。）の立候補会議所により決選投票を行う。
  - 前号の投票の結果、獲得票数が同数の場合は、本協議会役員会議にて速やかに適切と思われる決定方法を審議し、地区大会開催の前々年12月末日までに主管会議所を決定する。
  - 選挙管理委員会は、厳正な管理の下で開票し、その結果を速やかに公表するとともに、会員会議所会議にて審議する。
  - 前号の会員会議所会議での審議の結果、否決された場合は、第5号の規定を準用する。

3 地区大会開催の前々年の5月末日までに立候補会議所がなかった場合は、前項第5号の規定を準用する。

#### 第6条（開催日時）

当該年度会員会議所会議にて決議する。

#### 第7条（登録料）

当該年度会員会議所会議にて決議する。

#### 第8条（地区大会実行委員会）

本協議会は、大会を円滑に運営するために地区大会実行委員会を設け、諸会議の調整の場として主催実行委員会を開催することができる。

- 2 地区大会実行委員会は地区協議会役員、各委員会出向者、主管会議所、副主管会議所、地区大会運営委員会で構成し、役職等については別途選定する。
3. 主催実行委員会は地区協議会役員並びに地区大会運営委員会で構成し、役職等については別途選定する。
4. 主管会議所は主催実行委員会に参加するものとし、要請により発言権を得ることができる。
5. 主催実行委員会は地区大会議案の調整の場とし、議決はとらない。

#### 第9条（契約）

本協議会は、当該年度に主管会議所と詳細を定めた契約書を結ぶ。

#### 第10条（補足）

本細則に記載されていない事態が生じた際には、公益社団法人日本青年会議所定款・公益社団法人日本青年会議所地区協議会会則・運営規程・会計会則等を準用し、準用すべきものがない場合は本協議会役員会議、または必要に応じて会員会議所会議にて決議する。

#### 附 則

平成19年12月 8日 制定

平成22年11月27日 改正

平成24年 2月26日 改正

平成24年12月 1日 改正